

→秋の全国火災予防運動
11月9日から15日

消えるまで ゆっくり火の元 ならめっ子

これから空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季を迎えます。火災による死傷者を減少させ、財産の損失を防ぐために火災予防を心掛けましょう。

全国统一標語

「消えるまで ゆっくり火の元 ならめっ子」

本年1月～9月の市内の火災発生状況

項目	件数 (対前年比)
火災発生件数	60件 (14件減)
り災世帯数	34世帯 (10世帯減)
死亡者数	2人 (3人減)
負傷者数	6人 (12人減)

火災発生件数60件のうち建物火災は約6割を占め、その中でも住宅火災が大きな割合を占めています。

火災原因ベスト3

①コンロ(14件)②たき火(11件)③たばこ(5件)

住宅用火災警報器 設置促進活動を実施します！

消防法が改正され、新築住宅は平成18年6月から、既存住宅は本年6月から、住宅用火災警報器を設置することが義務付けられました。しかし本市の設置率は約57%(本年8月末現在、消防局調べ)と未だ低い状況にあります。

消防局(署)では、未設置(設置済ラベルが貼付されていない)住宅を対象として、消防職員による設置促進活動・個別調査を本年11月ごろから随時実施する予定です。ご協力をお願いします。

※消防署員が火災警報器や消火器を販売、あっせんすることはありません。悪質な訪問販売業者には十分ご注意ください。

※すでに設置されている住宅は必ず玄関先などに設置済ラベルを貼付してください。ラベルの交付に関するお尋ねなどは消防局予防課にどうぞ。

消防局予防課 ☎23-9256

市税証明や閲覧などの請求時に実施します 窓口での本人確認にご協力を

第三者による不正取得を防止し、市民の皆さんの個人情報を守るため、市では戸籍謄本や住民票などを発行する際、本人確認ができる書類等を提出していただいています。来年4月からは、市税に関する証明の請求などの際にも本人確認を実施する予定にしています。税関係の窓口にお見えになるときは、運転免許証やパスポート、住民基本台帳カード、健康保険証などの書類が必要になりますので、ご理解とご協力をお願いします。



市民税課 ☎24-1111

安全なまちづくりと一緒に考えてみませんか 犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会委員募集

本市における犯罪のない安全・安心なまちづくりに関する施策について協議、審議していただきます。

任期 委嘱日から2年間
対象 20歳以上で市内在住の人
募集人員 2人
報酬 会議1回につき8,800円(予定)
応募方法 「犯罪を防ぐ安全・安心なまちづくりについて思うこと」を800字以内にまとめ、住所、氏名、性別、生年月日、簡単な経歴、電話番号を記入し、郵送かEメールで市民生活課へお送りください
 郵送 〒857-8585(住所不要)市民生活課
 Eメール simsei@city.sasebo.lg.jp

申込期限 11月30日(月)消印有効

市民生活課 ☎24-1111

平成21年度版

子育て応援特別手当のお知らせ

→12月中旬に申請書を
発送予定です

子育て応援特別手当(平成21年度版)は、国の「経済危機対策」の一つで、厳しい経済情勢の中で、幼児教育期の負担に配慮するため、平成21年度に限り幼児教育期の子ども1人当たり36,000円を支給するものです。

対象となる子ども

平成21年度において小学校就学前3年間に該当する子ども(具体的には、生年月日が平成15年4月2日から同18年4月1日までの子ども)が対象となります。

※今回は同居している第1子から対象になります。

手当の額

対象となる子ども1人当たり36,000円を同居している世帯主に支給します。

申請の手続き

手当の受給には、対象となる子どもと同居している世帯主が申請を行うことが必要です。平成21年10月1日現在の住民基本台帳・外国人登録原票を基に、対象となる世帯の世帯主に対し、申請書を送付しますのでご覧ください。送付時期は12月中旬を予定しています。

DV被害者の人へ

配偶者からの暴力(DV)で被害を受けている人は、世帯主からの申請前であれば手当を受けることができる場合がありますので、早めにご相談ください。

※この情報は平成21年10月7日現在の内容です。今後、国の方針に変更等があった場合、次号でお知らせします。



子ども支援課 ☎24-1111

→良好な景観形成の
ためのルールづくり

本市の景観計画のご意見募集!

潤いのある豊かな生活環境の創造や個性的で活力ある地域社会の実現などを図るため、「景観法」が平成16年に制定されました。

これを受け本市では、市民、事業者、行政による適切な役割分担と協働により、本市の景観をさらに良好にし、次世代へ引き継いでいくことを目的に、景観法に基づく景観計画の策定に向けた取り組みを進め、このほどその素案を取りまとめました。

皆様のご意見を広くお聞きするため、市ホームページや各支所・行政センターなどで素案を公開し、ご意見を募集しますので、ご協力をお願いします。

素案の閲覧場所

まち整備課、各支所、各行政センター
 ※市ホームページでも閲覧できます。

意見書の提出

市ホームページ「ご意見募集(パブリックコメント)」で受け付けます。

※持参、郵送(〒857-8585・住所不要)、ファクス(25-9678)、Eメール(machis@city.sasebo.lg.jp)でも受

付けます。様式は自由ですが、住所・氏名を記入してください。

意見募集期間

11月10日(火)～12月15日(火) ※郵送の場合は必着。

※11月30日まで各地区で景観計画策定説明会を開催しています。日程等はお尋ねください。



まち整備課 ☎24-1111